

申告書作成「所得税」

CONTENTS

第1章 所得税の概要

テーマ 1 所得税の仕組み 2

■所得税は4段階に分けて計算する

テーマ 2 所得税額の計算 6

■所得税の税額計算は超過累進税率と比例税率がある

テーマ 3 非課税所得 10

■所得税が課税されない所得はどのようなものがあるか

第2章 各種所得金額の計算

テーマ 1 各種所得金額の計算の概要 14

■所得は10種類に区分して計算する

テーマ 2 利子所得 16

■預貯金等の利子等は利子所得となる

テーマ 3 配当所得 18

■株式の配当金等は配当所得となる

テーマ 4	不動産所得の概要	22
	■土地や建物の貸付けは不動産所得となる	
テーマ 5	事業所得の概要	24
	■商売（事業）から生じたものは事業所得となる	
テーマ 6	給与所得	26
	■サラリーマンの給与や賞与は給与所得となる	
テーマ 7	退職所得	30
	■勤務先から受け取る退職金は退職所得となる	
テーマ 8	山林所得	32
	■保有期間が5年超の山林の売却は山林所得となる	
テーマ 9	譲渡所得の概要	34
	■資産等の売却は譲渡所得となる	
テーマ10	一時所得	38
	■偶発的、一時的に生じたものは一時所得となる	
テーマ11	雑所得	42
	■9つの所得以外のものは雑所得となる	

第3章 所得控除

テーマ 1	所得控除の計算	48
	■課税標準から15種類の所得控除を控除して課税所得金額を計算する	

テーマ 2	雑損控除	50
	■住宅が災害にあった場合に控除する	
テーマ 3	医療費控除	54
	■医療費を支払った場合に控除する	
テーマ 4	社会保険料控除	58
	■社会保険料等を支払った場合に控除する	
テーマ 5	小規模企業共済等掛金控除	60
	■小規模企業共済等掛金を支払った場合に控除する	
テーマ 6	生命保険料控除	62
	■生命保険料を支払った場合に控除する	
テーマ 7	地震保険料控除	64
	■地震保険料を支払った場合に控除する	
テーマ 8	寄附金控除	66
	■国、地方公共団体、政党等に寄附した場合に控除する	
テーマ 9	障害者控除	68
	■本人や扶養親族が障害者の場合に控除する	
テーマ10	寡婦控除	70
	■本人が寡婦の場合に控除する	
テーマ11	ひとり親控除	71
	■本人がひとり親の場合に控除する	
テーマ12	勤労学生控除	72
	■本人が勤労学生の場合に控除する	

テーマ13	配偶者控除	73
-------	-------	----

■控除対象配偶者がいる場合に控除する

テーマ14	配偶者特別控除	74
-------	---------	----

■配偶者の所得金額48万円超133万円以下の場合に控除する

テーマ15	扶養控除	76
-------	------	----

■控除対象扶養親族がいる場合に控除する

テーマ16	基礎控除	78
-------	------	----

■一定の所得要件を満たす人は最高48万円を控除する

第4章 申告書の様式について

テーマ 1	申告書等・添付書類の種類	80
-------	--------------	----

■申告書・決算書・添付書類の種類について確認する

テーマ 2	確定申告書の記載方法 1 (医療費等がある場合)	92
-------	-----------------------------	----

■医療費等がある場合確定申告書はどのように記載するのか

トレーニング①		102
---------	--	-----

■医療費等がある場合の確定申告書の作成

テーマ 3	確定申告書の記載方法 2 (公的年金等がある場合)	108
-------	------------------------------	-----

■公的年金等がある場合確定申告書はどのように記載するのか

トレーニング②		112
---------	--	-----

■公的年金等がある場合の確定申告書の作成

第5章 所得計算等

テーマ 1 所得金額調整控除	118
■給与収入が850万円を超える場合等の取り扱い	
テーマ 2 損益通算	120
■赤字の所得がある場合の取扱い	
テーマ 3 損失の繰越控除	126
■赤字の所得を他の所得から控除して控除しきれない場合の取扱い	
テーマ 4 青色申告制度	132
■青色申告制度とはどのような制度か	

第6章 税額控除

テーマ 1 税額控除の概要	136
■税額控除にはどんなものがあるか	
テーマ 2 配当控除	138
■法人から受ける配当などについては一定の控除がある	
テーマ 3 住宅税制に関する税額控除	142
■住宅を取得した場合や改修した場合には一定の控除がある	
テーマ 4 寄附金特別控除	152
■一定の寄附金を支払った場合には税額控除がある	
トレーニング③	154
■住宅借入金等特別控除が適用される場合の確定申告書の作成	

第7章 不動産所得の申告

テーマ 1 不動産所得の収入金額 162

■不動産所得の収入金額はどのように計算するのか

テーマ 2 不動産所得の必要経費 163

■不動産所得の必要経費はどのように計算するのか

テーマ 3 土地取得のための借入金利子 170

■土地取得に係る借入金利子を必要経費に算入する際の注意点

テーマ 4 不動産所得用の青色申告決算書及び 収支内訳書の記載方法 172

■不動産所得がある場合の青色申告決算書等はどのように記載するのか

テーマ 5 確定申告書の記載方法3 (不動産所得がある場合) 178

■不動産所得がある場合の確定申告書はどのように記載するのか

トレーニング④ 186

■不動産所得がある場合の青色申告決算書及び確定申告書の作成

第8章 事業所得の申告

テーマ 1 事業所得の収入金額 198

■事業所得の収入金額はどのように計算するのか

テーマ 2 事業所得の必要経費 200

■事業所得の必要経費はどのように計算するのか

テーマ 3 事業所得用の青色申告決算書及び 収支内訳書の記載方法 210

■事業所得がある場合の青色申告決算書等はどのように記載するのか

テーマ 4 確定申告書の記載方法4 (事業所得がある場合) 216

■事業所得がある場合の確定申告書はどのように記載するのか

トレーニング⑤ 222

■事業所得がある場合の青色申告決算書及び確定申告書の作成

第9章 譲渡所得の計算

テーマ 1 土地建物を譲渡した場合 236

■土地・建物を売却した場合にはどのように計算するのか

テーマ 2 居住用財産を譲渡した場合 238

■居住用財産を売却した場合には特例の適用がある

テーマ 3 第三表の記載方法 1	
(土地等を譲渡した場合)	244

■土地等を譲渡した場合の確定申告書はどのように記載するのか

トレーニング⑥	250
---------	-----

■土地を譲渡した場合の確定申告書の作成

テーマ 4 株式等を譲渡した場合	260
------------------	-----

■株式等を売却した場合にはどのように計算するのか

テーマ 5 第三表の記載方法 2	
(株式等を譲渡した場合)	270

■株式等を譲渡した場合の確定申告書はどのように記載するのか

トレーニング⑦	276
---------	-----

■株式等を譲渡した場合の確定申告書の作成

第10章 損失申告について

テーマ 1 第四表の記載方法	
(損失申告がある場合)	292

■損失申告となる場合の確定申告書はどのように記載するのか

トレーニング⑧	296
---------	-----

■損失申告となる場合の確定申告書の作成

第11章 源泉徴収制度・年末調整

テーマ 1 源泉徴収制度 304

■源泉徴収制度とはどのようなものか

テーマ 2 年末調整 312

■年末調整とはどのようなものか

第12章 その他の論点

テーマ 1 確定申告書の提出義務者 330

■確定申告書を提出しなければならない人は誰か

テーマ 2 届出書について 332

■所得税に関する届出書には何があるか

巻末

速算表・計算表一覧 340

■本テキストの内容及び関係法令書類につきましては、令和4年4月1日現在の
施行法令等（令和4年度法令準拠）に基づき作成しております。

第1章 所得税の概要

1

所得税の仕組み

所得税は4段階に分けて計算する

Theme

1 所得税とは

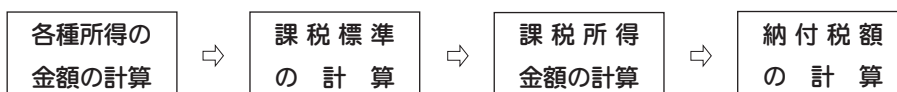
- (1) 所得とは：原則として「収入」から「経費」を差し引いた「利益」のことをいいます。
- (2) 課税期間：原則として1月1日～12月31日の1暦年間をいいます。
- (3) 確定申告期間：原則として課税期間の翌年2月16日から3月15日までに申告及び納付をしなければなりません。

2 所得税の計算体系

所得税の計算は、以下の4段階に分けて行うこととなっています。

- (1) 各種所得の金額の計算：個人が得た所得を10種類に区分して所得金額を計算する。
- (2) 課税標準の計算：各種所得の金額を合算する。(総合課税のみ)
- (3) 課税所得金額の計算：課税標準から所得控除額を控除する。
- (4) 納付税額の計算：課税所得金額に税率を乗じて税額を計算する。

所得税の計算体系



3 各種所得の金額の計算

所得税の計算において、まず最初に行うのは、所得を10種類に区分し、それぞれに定められた計算方法により所得金額の計算を行うことです。

なお、所得の区分は、次のようになります。

 10種類の各種所得

所得の種類	内 容
利 子 所 得	預貯金の利子、公社債の利子などに係る所得
配 当 所 得	株式の配当などに係る所得
不動産所得	不動産の貸付けに係る所得（アパートの賃貸料、地代など）
事 業 所 得	物品販売業などに係る所得
給 与 所 得	給料、賞与などに係る所得
退 職 所 得	退職一時金などに係る所得
山 林 所 得	保有期間が5年を超える山林（立木）の売却に係る所得
譲 渡 所 得	商品や山林（立木）以外の資産の売却に係る所得
一 時 所 得	クイズの賞金、生命保険金などに係る所得
雑 所 得	年金収入、原稿料収入などに係る所得

※ 課税の分類

総合課税となる所得	（利子所得）
	配当所得（総合課税）
	不動産所得
	事業所得
	給与所得
	譲渡所得（総合短期・総合長期）
	一時所得
	雑所得
分離課税となる所得	利子所得・配当所得（申告分離課税）
	譲渡所得（分離短期・分離長期・一般株式等・上場株式等）
	雑所得（先物取引）
	山林所得、退職所得

4 課税標準の計算

第2段階の課税標準の計算では、原則として各種所得（総合課税）の金額を合算します。

なお、所得の種類によっては合算しない所得（分離課税）もあります。

また、赤字の所得がある場合には、課税標準の計算において「損益通算」を行います。

第1章 所得税の概要

5 課税所得金額の計算

第3段階の課税所得金額の計算では、課税標準から所得控除額の合計額を控除して、課税所得金額を算出します。

所得控除とは、個人的な事情などを考慮するために税負担面での調整を行う目的で設けられた控除のことをいい、15種類の所得控除があります。

15種類の所得控除

所得控除の種類	内 容
雑 損 控 除	居住者又は親族が所有する資産が災害等にあった場合
医 療 費 控 除	居住者が本人又はその親族の医療費を支払った場合
社 会 保 険 料 控 除	居住者が社会保険料等を支払った場合
小規模企業共済等掛金控除	居住者が小規模企業共済等の掛金を支払った場合
生 命 保 険 料 控 除	居住者が生命保険料を支払った場合
地 震 保 険 料 控 除	居住者が地震保険料を支払った場合
寄 附 金 控 除	居住者が特定寄付金を支払った場合
障 害 者 控 除	居住者又はその親族が障害者である場合
寡 婦 控 除	居住者が寡婦である場合
ひ と り 親 控 除	居住者がひとり親である場合
勤 労 学 生 控 除	居住者が勤労学生である場合
配 偶 者 控 除	居住者が控除対象配偶者を有する場合
配 偶 者 特 別 控 除	居住者が控除対象配偶者以外の配偶者を有する場合
扶 養 控 除	居住者が控除対象扶養親族を有する場合
基 礎 控 除	居住者で一定の所得要件を満たす場合

6 納付税額の計算

第4段階の納付税額の計算では、各課税所得金額に超過累進税率又は比例税率を乗じて所得税額を計算し、配当控除などの税額控除や源泉徴収税額を控除して納付税額を算出します。（詳しくはテーマ2参照）

2 所得税額の計算

所得税の税額計算は超過累進税率と比例税率がある

Theme

1 納付税額の計算

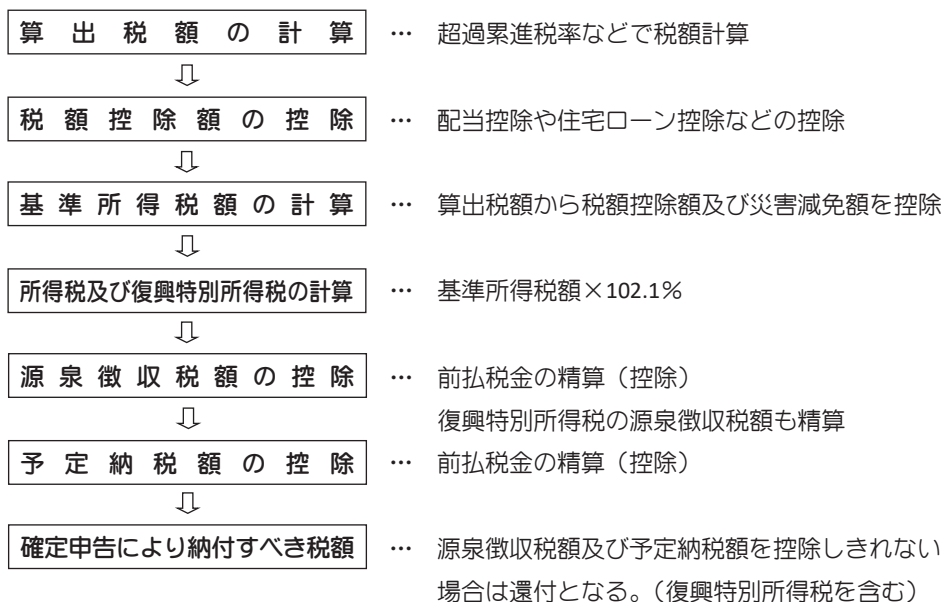
納付税額の計算については、まず課税所得金額に税率を乗じて算出税額を計算します。

次に、税負担を軽減するためにいくつかの税額控除を認めており、算出税額から税額控除の合計額を差し引くこととしています。

さらに、前払税金である源泉徴収税額及び予定納税額を算出税額から差し引いて納付税額を求めることとなります。

なお、平成25年から復興特別所得税が課税されており、その年の所得税額と併せて納付しなければなりません。従って、所得税の納付税額を求める計算過程において復興特別所得税の計算を行うこととなります。

納付税額を求めるまでの流れ



2 算出税額の計算

所得税の税額計算は、各課税所得金額（課税標準の金額から一定の順序により所得控除額を控除した金額）に超過累進税率又は比例税率を乗じて算出税額を計算します。

なお、課税所得金額に千円未満の端数がある場合には、その端数を切捨てた後に税率を乗じます。

具体的には、以下のようになります。

(1) 超過累進税率によるもの

① 課税総所得金額【A】に対する税額（総合課税）

$$\text{【A】} \times \text{超過累進税率} \Rightarrow \text{速算表により求める}$$

② 課税退職所得金額【B】に対する税額

$$\text{【B】} \times \text{超過累進税率} \Rightarrow \text{速算表により求める}$$

③ 課税山林所得金額【C】に対する税額（5分5乗方式）

$$\begin{aligned} (1) \text{ 【C】} \times \frac{1}{5} &= \text{㊸} \text{（千円未満の端数があっても切捨てない）} \\ (2) \text{ ㊸} \times \text{超過累進税率} &= \text{㊹} \\ (3) \text{ ㊹} \times 5 & \end{aligned}$$

(2) 比例税率によるもの

① 課税短期譲渡所得金額【D】に対する税額（土地・建物）

$$\text{【D】} \times 30\%$$

② 課税長期譲渡所得金額【E】に対する税額（土地・建物）

$$\text{【E】} \times 15\%$$

③ 上場株式等に係る課税配当所得等（配当・利子）の金額【F】に対する税額

$$\text{【F】} \times 15\%$$

④ 一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額【G】に対する税額

$$\text{【G】} \times 15\%$$

第1章 所得税の概要

⑤ 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額【H】に対する税額

$$\text{【H】} \times 15\%$$

⑥ 先物取引に係る課税雑所得等の金額【I】に対する税額

$$\text{【I】} \times 15\%$$

超過累進税率の税額速算表

課税総所得金額等の金額	税率	控除額	計 算 方 法
195万円以下	5%	—	所得金額×税率－控除額＝税額
195万円超 330万円以下	10%	97,500円	
330万円超 695万円以下	20%	427,500円	
695万円超 900万円以下	23%	636,000円	
900万円超 1,800万円以下	33%	1,536,000円	
1,800万円超 4,000万円以下	40%	2,796,000円	
4,000万円超	45%	4,796,000円	

3 税額控除

所得税では、一定の趣旨から税負担を軽くするために税額控除を認めています。

税額控除の代表的なものには配当控除、住宅借入金等特別控除（いわゆる住宅ローン控除）、外国税額控除などがあります。（詳しくは第6章参照）

4 復興特別所得税

平成25年より東日本大震災の復興のための財源として『復興特別所得税』が課税されています。（平成25年から令和19年まで）この復興特別所得税は、すべての所得に対する所得税額を「基準所得税額」として、その2.1%が税額となります。

$$\text{復興特別所得税額} = \text{基準所得税額} \times 2.1\%$$

なお、復興特別所得税は、所得税と併せて納付することから、所得税額の計算において所得税及び復興特別所得税額の合計額を求めることとなります。

$$\text{所得税及び復興特別所得税額} = \text{基準所得税額} + \text{復興特別所得税額}$$

5 源泉徴収税額

源泉徴収制度とは、一定の収入を受け取る際に所得税を差引く制度をいい、差引かれた所得税額を源泉徴収税額といいます。

源泉徴収税額は、あくまで所得税額の前払いであるため、納付税額を計算する場合には控除されることとなります。

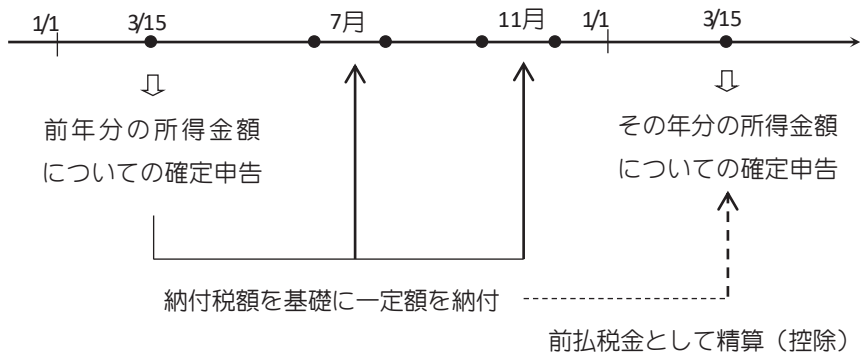
なお、復興特別所得税も所得税と併せて源泉徴収されるため、その合計額を源泉徴収税額として所得税及び復興特別所得税の合計額から控除することとなります。

6 予定納税額

予定納税とは税額の前払制度で、前年に確定申告をしたことにより一定額以上税金を納めた人は、その納めた税額を基礎に7月と11月に一定の金額を前払税金として納めることとなります。なお、復興特別所得税も併せて予定納税します。

予定納税額は、あくまで所得税額の前払いであるため、納付税額を計算する場合には控除されることとなります。

予定納税



3

非課税所得

所得税が課税されない所得はどのようなものがあるか

Theme

1 非課税所得

所得税は、原則としてすべての所得に対して課税されるのが前提ですが、所得の性質や、社会政策上の理由から所得税を課税しないこととしているものもあります。

これを非課税所得といい、所得税ではこの非課税所得を除いたものが課税対象所得となります。

2 非課税所得の具体例

(1) 利子所得関係

- ① 障害者等が預け入れる少額預金・郵便貯金（元本350万円まで）の利子
- ② 障害者等が預け入れる少額公債（元本350万円まで）の利子
- ③ 勤労者財形住宅(年金)貯蓄（住宅と年金を合わせて元本550万円まで）の利子
- ④ 納税準備預金の利子

(2) 給与所得関係

- ① 月額15万円までの通勤手当
- ② 職務遂行上必要と認められる旅費（出張手当等）
- ③ 職務遂行上必要な制服、食費等の現物給付

(3) 年金関係

- ① 恩給法に規定する増加恩給
- ② 遺族恩給及び遺族年金
非課税となる遺族年金は、死亡した者の勤務に基づき受ける年金に限定されており、生命保険契約に基づく年金は、雑所得として課税されます。
- ③ 心身障害者扶養共済制度に基づく給付金
- ④ 相続等により取得した年金受給権に係る生命保険契約に基づく年金で一定のもの

(4) 譲渡所得関係

- ① 生活用動産（家財、衣服、時価30万円以下の宝石等）の譲渡による所得
- ② 強制換価手続による資産（棚卸資産を除く）の譲渡による所得
- ③ 国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等
- ④ 相続税の物納をしたことによる譲渡所得等
- ⑤ 少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等（NISA及びジュニアNISA）

(5) 損害賠償金関係

- ① 心身の傷害に基づき支払いを受ける損害保険金、損害賠償金、慰謝料、見舞金等満期返戻金、解約返戻金等については、非課税となりません。（下記②も同じ）
- ② 資産の損害に基づき支払いを受ける損害保険金、損害賠償金、見舞金等必要経費に算入される費用の補填部分、事業所得等の収入金額に代わる性質を有するものは、非課税となりません。

例えば、店舗に車が飛び込み店舗及び棚卸資産の損害について損害賠償金を収受した場合、店舗に係る部分は非課税となりますが、棚卸資産に係る部分は収入金額（売上）に計上します。

- ③ 入院した場合に支払いを受ける入院給付金等
医療費控除の計算において、支払った医療費の金額から控除することとなります。

(6) その他

- ① 宝くじの当選金
- ② 生活保護のための給付
- ③ 健康保険・介護保険の保険給付
- ④ 雇用保険の失業給付
- ⑤ 労働者災害補償保険の給付
- ⑥ 相続税の課税対象となる保険金（年金受給権を含む）
- ⑦ 贈与税の課税対象となる個人からの贈与
- ⑧ 児童手当
- ⑨ 臨時福祉給付金
- ⑩ 子育て世帯臨時特例給付金
- ⑪ 年金生活者等支援臨時福祉給付金など

第1章 所得税の概要

3 非課税所得の取扱い

非課税所得は、所得税が課税されないものであるため、確定申告する必要はありません。

また、非課税所得は課税対象所得から除外されているため、例えば生活用動産を売却して損失が生じたなどの場合でも、その損失の金額は何ら考慮されないことになります。